≪鳴門市農業委員会 7月総会 議事録≫

開催日時 平成30年7月30日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員 1番 大西 善郎 2番 小川 利 3番 小田 常雄

4番 金田 善雄 5番 木下 茂 6番 齋藤 はつ子

8番 谷口 清美 9番 手塚 弘二 10番 中井 弘

11番 仲須 眞理 12番 長谷目 隆 13番 濱堀 秀規

14番 林 博子 16番 藤本 詳冶 17番 増金 義文

18番 松村 多美子 19番 向 栄治 20番 八木 健治

欠席委員 7番 柴田 精治 15番 板東 幸雄

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)

所有権移転 1件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 8件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請書 1件

報告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件	‡
-----------------------------	---

②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 2件

③農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件

④農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 6件

⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 2件

⑥使用貸借解約について 2件

⑦非農地証明願について 2件

事務局長 定刻が参りましたので、ただ今から平成30年7月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨 拶>

事務局長ありがとうございました。

それでは事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は9番手塚委員、11番仲須委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

事務局係長 < 1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>

• 所有権移転 1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 『議案第1号』については原案通り承認といたします。

次に、『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1~2について申請内容を説明

谷口会長
次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番と2番の案件については関連した案件となっていることから、一括して地元委員さんからご意見をお願いします。

向委員

19番。申請地は、ルネッサンスリゾートナルトの西側に広がる農業振興地域 内の農地です。譲受人である▲▲さんは鳴門町でらっきょうの栽培を行っており、 所有地に隣接する2筆の農地を購入するため、今回の申請となりました。

申請地にはこれまでもらっきょうが作付けされていましたが、譲り受け以後も 同様にらっきょうを作付けする計画となっており、周辺農地への影響はありませ んので、この申請につき、許可しても問題ないと考えます。

ご審議の程お願いいたします。

谷口会長 ただ今、:

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。 まず、申請番号1番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

申請番号1番から8番の案件について、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 8件>

・申請番号1~8について申請内容を説明

谷口会長
次に、地元委員さんより、ご意見をお願いします。

申請番号1番及び2番の地元委員さんお願いします。

手塚委員 9番。議案1、2は関連案件のため、一括して説明します。

申請地は、大麻比古神社の北にある農地です。譲受人が太陽光発電用地を探していたところ、日照条件がよく太陽光発電に適している申請地を借り受ける話がまとまったため、今回の申請となりました。

施設周辺にはフェンスを設置するなどで周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水についても地下浸透にて対応しますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大麻比古神社から北へ250m、山林に近く市道大麻比古神社東線西側の土地で生産力の低い孤立した農地であり、第2種農地に該当します。太陽光発電設備の設置を行うため申請がありました。譲受人である▲▲は香川県三豊市に本店を置き、不動産業、太陽光発電事業等を行う法人です。今回、譲受人により申請地の周囲に建物がなく、南斜面にある平地であるため日当たりも良く太陽光発電事業に適していることが確認できたため、同事業に利用するものです。

事業計画では、太陽光発電パネルを240枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれています。本設備は平成30年6月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定を受け、四国電力株式会社との電力連系の契約も締結されています。

事業計画につきましては、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図り、排水については雨水のみのため地下浸透で対処をします。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。ご審議の程お願いいたします。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案どおり承認することといたします。 次に、申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番については原案どおり承認することといたします。 次に、申請番号3番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。 手塚委員

9番。申請地は、霊山寺の西にある農地です。譲渡人が耕作することが困難な 状況であったところ、日照条件がよく太陽光発電に適している申請地に太陽光発 電事業を行うこととなったため、今回の申請となりました。

施設周辺には既存の擁壁と畦畔の設置により周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水についても地下浸透にて対処しますので、許可しても問題ないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は霊前寺から西へ200m に位置しており、板東谷川の東側の土地で10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

土地所有者である父の体調不良により耕作が困難になってきており困っていた ところ、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地につき、事業を行 うこととなったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを300枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。本設備は平成30年3月に四国経済産業局から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も締結されております。

計画では、他所からの土砂搬入は行わずに不陸正整をのみ行い、施設周囲には既存の擁壁と畦畔の新設により周辺農地への被害防除を図ります。また雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程お願いいたします。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号3については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号4番の案件について地元委員さんよりご意見をお願します。

向委員

19番。申請地は、鳴門北インターチェンジの北にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業用地を探していたところ、日照条件がよく太陽光発電

に適している申請地を借り受ける話がまとまったため、今回の申請となりました。 施設周囲にはフェンスを設置するなどで周囲の農地へ被害を与えないようにす る計画であり、排水についても地下浸透にて対処いたしますので、許可しても問 題ないと考えます。ご審議お願いいたします。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門北インターチェンジから北へ約720mに位置する農地であり、神戸淡路鳴門自動車道と山で分断された10ha未満の広がりない第2種農地に該当します。

譲受人は、徳島市に本店を置き、太陽光発電関連業務を行っている法人であり、 鳴門市内で太陽光発電事業を計画していたところ、今回安定した日射量を見込め る申請地につき賃貸借契約が纏まったため、申請地を太陽光発電設備に転用し、 利用するものです。

事業計画では、太陽光発電パネルを1,188枚設置、275kwの発電出力が 見込まれております。本設備は平成30年6月に再生可能エネルギー発電事業計 画の認定を受けており、四国電力株式会社と電力受給契約の締結も行われており ます。

計画では、造成については不陸整正を行い締め固めをするのみで、盛土の予定 はありません。施設周囲にはフェンスを設置して被害防除を図り、排水について は雨水のみのため地下浸透で対処をします。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いします。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号4番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番については、原案どおり承認することといたします。 次に、申請番号5番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

手塚委員

9番。申請地は、大麻比古神社の南にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業用地を探していたところ、日照条件がよく太陽光発電

に適している申請地を買受ける話がまとまったため、今回の申請となりました。 施設周囲にはフェンスを設置するなどで周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水については土羽を設置して周辺農地への流出について対処しますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大麻比古神社から南へ約450m、板東谷川と住宅地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、大阪市に本店を置き太陽光発電関連業務を行っている法人であり、 鳴門市内で太陽光発電事業を計画していたところ、今回安定した日射量を見込め る申請地につき売買契約が纏まったため、申請地を太陽光発電設備に転用し、利 用するものです。

事業計画では、太陽光発電パネルを4,840枚設置、1,415kwの発電出力が見込まれております。本設備は平成30年5月に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、四国電力株式会社との系統連系に係る契約の締結も行われております。

計画では、造成等は行わず、整地のみで盛土の予定はありません。施設周囲にはフェンスを設置して被害防除を図り、排水については土羽等を設けて流出を防ぎ敷地内で処理することとしています。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程お願いいたします。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号5番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番の案件については原案どおり承認することといたします。 次に、申請番号6番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

向委員

19番。申請地は、鳴門東小学校の北にある農地です。譲受人は店舗を経営しており、新たな干し場・駐車場を探していたところ、以前に転用許可を得た敷地に隣接している申請地を買い受ける話がまとまったため、今回の申請となりました。

排水については、盛土をした上、止水波板を設置してポンプにて県道鳴門公園 線の側溝へ排水しますので、周辺農地への被害を最小限にするとのことです。

許可しても問題ないと考えますが、申請地については排水が悪く、大雨の時等 は水が溜まることがあるため、その都度対応したいと思います。

事務局長

排水の対応ができない場合の原因者は▲▲さんになりますが、きちんと対応できると▲▲さんには確認はとれているのですか。

事務局係長

水が溜まっていて、排水が懸念されるということですけれども、譲受人の▲▲ さん、その土地の周辺の耕作者の方々、向委員さんと事務局が集まって今回の転 用申請の事業計画の排水についての対応等の協議させていただいて、耕作者の方 も、そのような計画で行ってくれるならいいですよと、了承を頂いております。

事務局長

補足ですが、今回の▲▲さんの義務というのは、あくまで▲▲さんがこれから 転用される土地から出る水の処理を適切にしていただくということになります。 現在も、周辺農地に水が溜まっている状況があるのかもしれませんが、そのこと については、今回の案件とは切り離して、地区として、市や県に対して要望する という形になるかと思います。

▲▲さんの対策としては、いただいている書類で確認させていただいておりますし、地元の方ともお話はさせていただいている状況ですので、事務局としては条件が揃っているということで上げさせていただきました。案件につきましては、▲▲さんの方でしっかりと対応していただくということですので、従来の排水の問題とは別問題として考えていただけたらと思います。

谷口会長

事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門東小学校から北へ約840m に位置し、西側を山、東側を海に 分断された広がりのない小規模な第2種農地に該当します。

譲受人は、申請地の南側にある「■■」につき平成30年2月27日に干し場 兼駐車場用地の転用目的で許可を得ております。

その後、事業経営について検討した結果、来客数や売上げの状況・仕入先との 交渉等総合的に勘案して事業拡大が必要であると判断したため、追加の干し場兼 駐車場用地の取得として今回の申請となりました。

計画では、山土にて造成後、砕石を敷設する計画となっており、排水については境界に盛り土堤と止水波板を設置して、境界の外へは流れないようにする予定であり、敷地内で発生した水については譲受人自らが設置するポンプにて県道鳴門公園線の側溝へ排出することで、雨水等の流出を防ぎ、周囲の農地への被害防

除を図っております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号6番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号6番の案件については原案どおり承認することといたします。 次に、申請番号7番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

藤本委員

16番。申請地は、国道11号線備前島交差点南西付近にある農地です。賃借 人は隣地でコンビニエンスストアを経営しており、敷地の拡張を計画していたと ころ、賃貸人と賃貸借契約が成立したため、今回の申請となりました。

施設周囲にはフェンスを設置するなどで周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水については地元自治会の同意書を得ております。

他に適当な土地もなく、周囲への影響もないことから、事業計画については適 当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

現在、賃借人は平成20年8月8日付け5条転用許可により、申請地に隣接している「■■」にてコンビニエンスストアを経営しております。休憩スペースや飲食スペースの設置による店舗の建て替え及び大型車両の出入りの増加による敷地の拡張を計画していたところ、賃貸人と賃貸借契約が成立したため、今回の申請となりました。

事業計画につきましては、1棟店舗(平屋)建築面積199.53㎡の建て替えを予定しており、申請地と既存敷地を一体として店舗敷地として利用する予定です。申請地は、JR教会前駅から南へ約960mに位置し、おおむね10ha以上の集団的優良農地が広がる地域で、第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第35条第1項第4号の第1種農地不許可の例外に該当しています。施設周囲にはフェンスを設置するなどで周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水については、地元自治会の同意書を得ております。

また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地

法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も無いことから事業計画については適当 と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号7番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号7番の案件については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号8番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

増金委員 17番。申請地は、鳴門渦潮高校の南にある農地です。譲受人は運送業を営ん でおり新たなトラック用駐車場を探していたところ、買い受ける話がまとまった ため、今回の申請となりました。

> 計画では、良質な山土で埋め戻し砕石を敷くのみで、盛り土の予定が無く、排 水についても地下浸透にて対処しますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

申請地は、鳴門渦潮高校から約720mに位置する農地で、住宅地により分断 された10ha未満の広がりのない農地であり、第2種農地に該当します。

> 譲受人は、運送業を営んでおり事業所が申請地に隣接しています。事業の拡大 に伴って保有するトラックが増加してきたため、新たなトラック用駐車場敷地を 探していたところ、譲渡人と売買契約が成立したため、今回の申請となりました。

> 事業計画では、表土を漉き取り良質な山土にて埋戻して砕石敷きを行い、盛り 土の予定はありません。排水については雨水のみのため地下浸透で対処をします。 資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も無いことか ら、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可 やむを得ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号8番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

事務局係長

谷口会長

申請番号8番の案件については原案どおり承認することといたします。 以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』事業計画変更についてですが、事務局からの説明及び地元 委員さんからのご意見については、先ほどの『議案第3号』の際にいただいてお りますので、さっそくではございますが、『議案第4号』について採決いたします。 申請番号1番の案件について許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長

申請番号1番の案件については原案どおり承認することといたします。 以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。 次に、『議案第5号』報告事項に入ります。 報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 18件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2件
③農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
④農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	6件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
⑥使用貸借解約について	2件
⑦非農地証明願について	2件

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。 無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり 承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。 その他、何かございますか。

事務局次長

先程の議案でありましたように、申請が出てきた場合に、地元農業委員さんの 同意印を押していただくようになっておりますが、不安な点等はぜひ事務局にご 相談ください。農業委員会に議案として上げる前にきちんと対策を講じた上で、 皆さんにご審議いただくという形をとれたらと思っております。後々に問題を残 さない形で皆さんに採決をお願いできればと思いますので、ご協力よろしくお願 いします。 谷口会長その都度事務局に相談した方がよろしいでしょうか。

事務局長

以前からお願いしておりますが、農業委員確認書へは、申請者からきちんと申請内容の説明を受け、内容について問題がないと判断ができた時点で押印をお願いします。過去にも、一度受理をしていたものの、よく地元の方のお話を聞いていると、転用行為において周辺農地への影響が考えられるということで認められないというケースがありました。

立地的、法的には転用可能でも、そういった社会的な要件が書類だけでは確認できませんので、特にその辺は地元の方の声も聴きながら、事前に対処できるようなことはしておくに越したことはないし、事後に影響が出てきた場合も、また別の対策がとれるかもしれません。ただ、内容が曖昧なまま許可をしてしまっては、後々トラブルになることも考えられますので、ご留意いただければと思います。

谷口会長 それでは、これをもちまして平成30年7月の総会を終了いたします。 ありがとうございました。

閉会 15時00分 平成30年7月30日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 手塚 弘二

議事録署名者 仲須 眞理